

土地課題対策は、本市が直接実施するのが原則

4日に始まった夢洲 IR 用地の液状化対策工事の「主体」について、昨年の住民監査請求「通知」から、関連する指摘をレポートで紹介してきた。「本件を棄却すべきと判断した委員の一部から、次の認識が示された」として、表題のような付言が掲載されている。あらためて付言をチェックしてみた。抜粋して紹介する。

本件土地について、本市が IR 事業用地として適切な性状を備えたものを提供する義務を負っていて、そのための費用を負担するのであれば、土地課題対策工事は、本市が直接実施するのが原則である。本来であれば、本市による施工が不可能であったり、著しく不利益となる場合にのみ、SPC による IR 施設整備工事との一貫施工という手法を選択すべきである。この点、実際の工事は、地中障害物撤去、液状化対策、その後の施設建設に伴う土壤汚染対策と順次施工されるものであり、現場の引渡しと情報共有を適切に行うことで、異なる施工主体による工事も十分可能であると思われる。また、監査対象所属は、同一施工主体による一貫施工とすることの必要性和有利性は明確としているが、現時点では工期の短縮や経費の削減の効果について具体的な説明がなく、一貫施工に一定の合理性があることを否定するものではないものの、事前の比較検討に欠けるところがあったのではないかとと思われる。

後述する費用の適正額確保に多大な負担を負うリスクを抱えて、最大で 788 億円の公共事業につき、1 者に相対で委ねることと同様の結果になる点について、もう少し慎重な検討が必要ではないかと考える。SPC による一貫施工にあたって、本市の負担の適正額確保のために、事前、事後の協議、資料の提供、積算、精査を経て、本市の最終負担額認定を行うこととされており、確かに、提出資料に基づく綿密な精査の手続きが検討されていることが認められる。

しかしながら、現在検討されている手続きでは、共通仮設に要する経費(工事の電気、水道などの仮設物は建物工事の終了後に撤去されると考えられるが、撤去工に要する費用を含め仮設費用をどのように按分するかなど。)や複数の工事に共通する工種(1 回の土地の堀削が、液状化対策工事と、建物の基礎設置工事両方の準備工になる場合など。)に係る経費の按分を適切に行うなど、大阪市港営事業会計の執行額の適性確保のために、後年に相当の作業を強いることが危惧される。

他方、大規模な土木、建設工事においては、全てを同一の事業者が発注せず、施工と設計監理を別に発注するなど、多岐にわたる工事の中で、工種ごとの金額を精査できないリスクが軽減できる発注方法が取られることもあるところである。

本市の支出執行の適性確保に係る過大な負担の軽減を図るために、早期に、SPC との間で、土地課題対策工事に係る費用の一層の透明化を図る仕組みを構築、導入できないか協議することも検討されたい。

(2023年12月15日)